原議保存期間	5年（令和12年3月31日まで）
有効期間	一種（令和12年3月31日まで）

警視庁関係各部長
各道府県警察本部長
（参考送付先）
庁内関係各課長
警察大学校関係各部長
科学警察研究所総務部長
各管区警察局広域調整担当部長
殿

警察庁丁組二発第313号
警察庁丁人少発第1118号
警察庁丁鑑発第2452号
令和6年9月11日
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長
警察庁生活安全局人身安全・少年課長
警察庁刑事局犯罪鑑識官

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律について（通達）

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和５年法律第84号。以下「改正法」という。）は、令和５年12月13日に別添のとおり公布され、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和６年政令第281号）により令和６年12月12日（一部については令和７年３月１日）から施行されることとなった。

改正法の趣旨等については、下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

第１　改正の趣旨

医療及び産業の分野における大麻草の適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、大麻草から製造された医薬品の施用を可能とするための規定の整備、大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

第２　改正法の概要

１　大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備

大麻取締法（昭和23年法律第124号）の題名が大麻草の栽培の規制に関する法律に改められたほか、大麻草から製造された医薬品の施用等を禁止する規定が削除された。

また、大麻等（大麻及びその有害成分であるテトラヒドロカンナビノール類（テトラヒドロカンナビノールの化学式を含む有害なカンナビノイドの総称）をいう。以下同じ。）を麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）における「麻薬」と位置付けることで、大麻草から製造された医薬品の施用が可能となった。

２　大麻等の施用罪の適用に係る規定の整備

大麻等の不正な施用についても、従前の麻向法において規制されていた薬物と同様に、麻向法における「麻薬」と位置付けることで、禁止規定及び罰則を適用することとされた。

３　規制対象の変更に係る規定の整備

⑴　大麻草由来のテトラヒドロカンナビノール類について

従前の大麻取締法においては、大麻草の部位に着目した規制を置き、その有害成分であるテトラヒドロカンナビノール類については、麻向法において化学合成されたもののみを規制していたところ、大麻の定義から、大麻草としての形状を有しないものを除外した上で、テトラヒドロカンナビノール類については、化学合成のみならず、大麻草由来のものも含み得る形で規定することとされた。

⑵　一定濃度以下のテトラヒドロカンナビノール類を含有する物について

大麻草由来のテトラヒドロカンナビノール類を含有する物であって、その含有量が政令で定める一定の濃度基準に満たない物を麻薬から除外することとされた。

⑶　化学的変化により容易に麻薬に変換される物質について

化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分については麻薬とみなして、麻向法の規定を適用することとされた。

4　大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備

大麻草の栽培の規制に関する法律において、大麻草採取栽培者の免許に係る規定を設けるなどの所要の改正がなされた。

第３　主な改正内容

1　大麻取締法の一部改正

⑴　題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改めること。（題名関係）

⑵　総則

ア　大麻草の栽培の規制に関する法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻向法と相まって、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とすること。（第１条関係）

イ　「大麻草」とは、カンナビス・サティバ・リンネをいうものとすること。（第２条第１項関係）

ウ　「大麻」とは、大麻草（その種子及び成熟した茎を除く。）及びその製品（大麻草としての形状を有しないものを除く。）をいうものとすること。（第２条第２項関係）

エ　「大麻草採取栽培者」とは、⑶のアの都道府県知事の免許を受けて、種子又は繊維を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとすること。（第２条第４項関係）

オ　「大麻草研究栽培者」とは、⑷の厚生労働大臣の免許を受けて、大麻草を研究する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとすること。（第２条第５項関係）

カ　「大麻草栽培者」とは、大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者をいい、大麻草栽培者でなければ大麻草を栽培してはならないものとすること。（第２条第３項及び第３条関係）

⑶　大麻草採取栽培者

ア　大麻草採取栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）の免許（以下この⑶において「免許」という。）を受けなければならないものとすること。（第５条第１項関係）

イ　次のいずれかに該当する者には、免許を与えないものとすること。（第５条第

２項関係）

(ｱ)　ウにより免許を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者

(ｲ)　麻薬中毒者

(ｳ)　禁錮以上の刑に処せられた者

(ｴ)　未成年者

(ｵ)　心身の故障により大麻草採取栽培者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(ｶ)　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（(ｸ)及び３の(2)のアにおいて「暴力団員等」という。）

(ｷ)　法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに(ｱ)から(ｶ)までのいずれかに該当する者があるもの

(ｸ)　暴力団員等がその事業活動を支配する者

ウ　都道府県知事は、大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定等に違反したとき、その業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたとき、又はイの(ｲ)から(ｸ)までのいずれかに該当するに至ったときは、免許を取り消し、又は期間を定めて、大麻草の栽培の中止を命ずることができるものとすること。（第12条の３第１項関係）

(4)　大麻草研究栽培者

大麻草研究栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の免許を受けなければならないものとすること。（第13条第１項関係）

(5)　罰則等

ア　大麻から製造された医薬品の施用・受施用等を禁止する規制及び当該規制に関する罰則の規定を削除するものとすること。（改正前第３条、第４条第１項、第24条、第24条の２、第24条の３第１項第１号及び第２号、第２項並びに第３項並びに第24条の７関係）

イ　大麻草の栽培の規制に関する罰則の規定の整備を行うこと。（第24条及び第24条の３から第28条まで関係）

２　大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正

(1)　総則

ア　「第一種大麻草採取栽培者」とは、１の(3)のアの都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品（大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに限る。）の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとすること。（第２条第４項関係）

イ　「第二種大麻草採取栽培者」とは、１の(4)の厚生労働大臣の免許を受けて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第１項に規定する医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとすること。（第２条第５項関係）

(2)　大麻草の種子の取扱い

ア　大麻草栽培者は、大麻草の種子を譲り渡す場合には、他の大麻草栽培者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、厚生労働省令で定める方法に

より当該種子が発芽しないように処理しなければならないものとすること。（第18条関係）

イ　発芽不能未処理種子は、次のいずれかに該当する場合であって、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けたときを除き、輸入してはならないものとすること。（第19条第１項関係）

(ｱ)　大麻草栽培者が輸入する場合

(ｲ)　発芽不能未処理種子を輸入し、アの方法による処理をする場合

ウ　イの(ｲ)に係る許可を受けた者は、発芽不能未処理種子を輸入した日から３月以内に、イの(ｲ)に定める方法による処理をしなければならないものとすること。（第19条第２項関係）

エ　アの方法による処理をした大麻草の種子は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣から当該処理がされた大麻草の種子である旨の証明書の交付を受けた者でなければ、これを輸入してはならないものとすること。（第20条関係）

オ　厚生労働大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大麻草の種子について必要な処分をすることができるものとすること。（第21条関係）

カ　厚生労働大臣は、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定にかかわらず、大麻草に関する犯罪鑑識の用に供する目的で大麻草の種子を輸入し、又は譲り受けることができるものとすること。（第21条の２第１項関係）

キ　同一人が２以上の大麻草栽培者の免許を有する場合には、大麻草の栽培の規制に関する法律中発芽不能未処理種子の譲渡し及び譲受けに関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなすものとすること。（第21条の３関係）

(3)　厚生労働大臣又は都道府県知事は、大麻草の栽培の規制に関する法律の施行のため特に必要があると認めるときは、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻、大麻草の種子若しくは麻薬に関係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻、大麻草の種子若しくは麻薬を無償で収去させることができるものとすること。（第22条の３第１項関係）

(4)　大麻草の種子の取扱いの規制に関する罰則の規定の整備を行うこと。（第24条の６第４号及び第５号並びに第26条第２号関係）

３　麻向法の一部改正

(1)　定義等

ア　「大麻」とは、１の(2)のウの大麻をいうものとすること。（第２条第１項第１号の２関係）

イ　「麻薬中毒」とは、麻薬又はあへんの慢性中毒をいうものとすること。（第２条第１項第24号関係）

ウ　化学的変化（代謝を除く。）により容易に麻向法別表第１に掲げる物を生成するものとして政令で定めるものについては、麻薬とみなして、麻向法の規定を適用するものとすること。（第２条第２項関係）

エ　「六ａ・七・八・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ〔ｂ・ｄ〕ピラン―一―オール（別名デルタ九テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類」を麻薬に追加するものとすること。（別表第１第42号関係）

オ　「六ａ・七・十・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ〔ｂ・ｄ〕ピラン―一―オール（別名デルタ八テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類」を麻薬に追加するものとすること。（別表第１第43号関係）

カ　その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下のエに定める物を含有する物であって、エに定める物以外の麻薬を含有しないものを、麻薬から除外するものとすること。（別表第１第78号ロ関係）

キ　エ又はオに定める物を含有する大麻草の種子若しくは成熟した茎又はそれらの製品（大麻草の種子又は成熟した茎としての形状を有しないもの及び麻薬を人為的に含有させたものを除く。）を、麻薬から除外するものとすること。（別表第１第78号ハ関係）

⑵　免許に関する事項

ア　麻薬輸入業者等の免許について、暴力団員等及び暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当する者には、当該免許を与えないことができるものとすること。（第３条第３項関係）

イ　向精神薬輸入業者等の免許について、アに準じた改正を行うものとすること。（第50条第２項第２号関係）

⑶　麻薬の譲渡し等に関する事項（第24条第１項第４号から第６号まで、第26条第１項及び第３項、第28条第１項第３号から第５号まで、第29条並びに第32条第１項関係）

ア　大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、大麻を他の大麻草採取栽培者若しくは大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことを可能にすること等、大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の所持する大麻に関する規制に関する規定の整備を行うこと。

イ　第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者について、アに準じた措置を講ずるものとすること。

⑷　第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において麻薬を製造することを可能とするものとすること。（第20条第１項第２号関係）

４　施行期日

令和６年12月12日。ただし、２並びに３の⑶のイ及び⑷の一部については、令和７年３月１日から施行となる。

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

目次

〔法律〕
○大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（八四）　五
○官報の発行に関する法律（八五）　一四
○官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（八六）　一七
〔府令〕
○内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七七）　一七
〔省令〕
○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五四）　一八
○電気事業法施行規則及びガス事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業五六）　二〇
〔告示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務四一〇）　三
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同四一一）　三
○空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（総務・国土交通三）　四
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一八九二）　四
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一八九三）　五

本号で公布された法令のあらまし

◇大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（法律第八四号）（厚生労働省）

一　大麻取締法の一部改正関係

1　題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2　総則

(一)　大麻草の栽培の規制に関する法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻薬及び向精神薬取締法と相まって、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　「大麻草」とは、カンナビス・サティバ・リンネをいうものとした。（第二条第一項関係）

(三)　「大麻」とは、大麻草（その種子及び成熟した茎を除く。）及びその製品（大麻草としての形状を有しないものを除く。）をいうものとした。（第二条第二項関係）

(四)　「大麻草採取栽培者」とは、3の(一)の都道府県知事の免許を受けて、種子又は繊維を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとした。（第二条第四項関係）

(五)　「大麻草研究栽培者」とは、4の(一)の厚生労働大臣の免許を受けて、大麻草を研究する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとした。（第二条第五項関係）

(六)　「大麻草栽培者」とは、大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者をいい、大麻草栽培者でなければ大麻草を栽培してはならないものとした。（第二条第三項及び第三条関係）

3　大麻草採取栽培者

(一)　大麻草採取栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）の免許（以下この3において「免許」という。）を受けなければならないものとした。（第五条第一項関係）

(二)　次のいずれかに該当する者には、免許を与えないものとした。（第五条第二項関係）

(1)　(二)により免許を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者

(2)　麻薬中毒者

(3)　禁錮以上の刑に処せられた者

(4)　未成年者

(5)　心身の故障により大麻草採取栽培者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(6)　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（(8)及び三の2の(一)において「暴力団員等」という。）

(7)　法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに(1)から(6)までのいずれかに該当する者があるもの

(8)　暴力団員等がその事業活動を支配する者

(三)　大麻草採取栽培者は、大麻草採取栽培者名簿の登録事項に変更を生じたときは、一五日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとした。（第六条第三項関係）

(四)　免許を受けた者は、当該免許の有効期間が満了したとき、又は(二)により当該免許が取り消されたときは、一五日以内に、免許証を都道府県知事に返納しなければならないものとした。（第七条第五項関係）

(五)　免許の有効期間は、当該免許の日からその日の属する年の翌々年の一二月三一日までとすることとした。（第八条関係）

(六)　大麻草採取栽培者（免許の有効期間が満了した者を含む。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その免許の有効期間における各年について、その翌年の一月三一日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならないものとした。（第九条関係）

(1)　大麻草の作付面積

(2)　当該年中に採取した大麻草の繊維の数量

(3)　当該年の初めに所持した大麻の品名及び数量

(4) 当該年中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量
(5) 当該年の末日に所持した大麻の品名及び数量
(6) その他厚生労働省令で定める事項

(七) 大麻草採取栽培者は、その事務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載するとともに、当該帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならないものとした。（第一〇条関係）
(1) 採取し、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した大麻の品名及び数量並びにその年月日
(2) 譲渡し又は譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所
(3) (ロ)の(1)により届け出た大麻の品名及び数量
(4) その他厚生労働省令で定める事項

(八) 都道府県知事の許可を受けたとき、又は(九)の(2)の届出をしたときを除き、大麻草採取栽培者は、その所有する大麻をその栽培地外へ持ち出してはならないものとした。（第一一条関係）

(九) 大麻の廃棄に関する事項
(1) 大麻草採取栽培者は、その栽培地において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量について都道府県知事に届け出て、厚生労働省令で定める方法により当該大麻を廃棄しなければならないものとした。（第一二条第一項関係）
(2) 大麻草採取栽培者は、その栽培地外において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に当該大麻を廃棄しなければならないものとした。（第一二条第二項関係）

(ロ) 大麻の滅失等事故の届出義務に関する事項
(1) 大麻草採取栽培者は、その所有する大麻につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに、当該大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとした。（第一二条の二第一項関係）
(2) 都道府県知事は、(1)の届出を受けたときは、速やかに、(1)の事項を厚生労働大臣に報告しなければならないものとした。（第一二条の二第二項関係）

(ハ) 都道府県知事は、大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定等に違反したとき、その業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたとき、又は(ハ)の(2)から(8)までのいずれかに該当するに至ったときは、免許を取り消し、又は期間を定めて、大麻草の栽培の中止を命ずることができるものとした。（第一二条の三第一項関係）

(ニ) 免許の取消しを受ける場合等における届出義務に関する事項
(1) 大麻草採取栽培者は、免許の取消しを受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、免許証を添えて、現在の大麻草の作付面積、現に所有する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとした。（第一二条の四第一項関係）
(2) (1)の届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る免許を取り消すものとした。（第一二条の四第二項関係）
(3) 大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したときは、相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、厚生労働省令で定めるところにより、三〇日以内に、当該大麻草採取栽培者の免許証を添えて、その旨、現在の大麻草の作付面積、現に管理する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとした。（第一二条の四第三項関係）

(ホ) 免許期間満了者等が大麻を譲り渡した場合における届出義務に関する事項
(1) 免許の有効期間が満了した者（引き続き免許を受けている者を除く。）、(ニ)又は(ニ)の(2)による免許の取消しを受けた者及び(ニ)の(3)により届け出なければならない者（以下この(ホ)において「免許期間満了者等」という。）については、免許期間満了者等がこれらの事由の生じた日から五〇日以内に、その所有し、又は管理する大麻を大麻草栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限り、その譲渡し及び譲受けについては、又は免許期間満了者等の当該大麻の所持については、同期間に限り、麻薬及び向精神薬取締法の禁止規定を適用しないものとした。（第一二条の五第一項関係）
(2) 免許期間満了者等が(1)により大麻を譲り渡したときは、一五日以内に、当該大麻の品名及び数量、譲渡しの年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所を都道府県知事に届け出なければならないものとした。（第一二条の五第二項関係）

4
(イ) 大麻草研究栽培者
大麻草研究栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の免許（以下この4において「免許」という。）を受けなければならないものとした。（第一三条第一項関係）

(ロ) 免許を申請する者又は免許証の再交付を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないものとした。（第一三条第四項関係）

(ハ) 免許の有効期間は、当該免許の日からその年の一二月三一日までとすることとした。（第一四条関係）

(ニ) 大麻草研究栽培者は、その所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならないものとした。（第一六条関係）

(ホ) 免許について、大麻草採取栽培者の免許の規制に準じた措置を講ずるものとした。（第一三条第二項、第一五条第一項及び第一七条第一項関係）

5 都道府県は、大麻草の栽培の規制に関する法律に基づき都道府県知事が行う免許その他大麻草の栽培の規制に必要な費用を支弁しなければならないものとした。（第二二条関係）

6 罰則等
(イ) 大麻から製造された医薬品の施用・受施用等を禁止する規制及び当該規制に関する罰則の規定を削除するものとした。（改正前第三条、第四条第一項、第二四条、第二四条の二、第二四条の三第一項第一号及び第二号、第二項並びに第三項並びに第二四条の七関係）

(ロ) 大麻草の栽培の規制に関する罰則の規定の整備を行うこととした。（第二四条及び第二四条の三～第二八条関係）

二 大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正関係

1 総則
(イ) 「第一種大麻草採取栽培者」とは、一の3の(イ)の都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品（大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに限る。）の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとした。（第二条第四項関係）

(ロ) 「第二種大麻草採取栽培者」とは、一の4の(イ)の厚生労働大臣の免許を受けて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとした。（第二条第五項関係）

2 第一種大麻草採取栽培者
(イ) 第一種大麻草採取栽培者について、大麻草採取栽培者として、一の3の規定を適用するものとした。（第五条～第七条、第九条～第一二条、第一二条の六第一項及び第二項、第一二条の七第一項、第三項及び第四項並びに第一二条の八第一項関係）

(ロ) 第一種大麻草採取栽培者が、その免許の有効期間における各年について都道府県知事に報告しなければならない事項として、4の(イ)の方法による処理をしていない大麻草の種子（以下この二において「発芽不能未処理種子」という。）の品名及び数量を追加するものとした。（第九条第三号～第五号関係）

(三)　第一種大麻草採取栽培者が、その事務所に備えた帳簿に記載しなければならない事項として、発芽不能未処理種子、麻薬（(七)の大麻草の加工の過程において製造された物に限る。以下この二において同じ。）及び播種した発芽不能未処理種子の品名及び数量等を追加するものとした。（第一〇条第一項第一号、第三号及び第四号関係）

(四)　第一種大麻草採取栽培者が、その所有する大麻等につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときに都道府県知事に届け出なければならない事項として、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名及び数量を追加するものとした。（第一二条の二第一項関係）

(五)　第一種大麻草採取栽培者は、三の1の(四)に定める物の含有量が政令で定める基準を超えない大麻草の種子その他厚生労働省令で定める物を使用して大麻草を栽培しなければならないものとした。（第一二条の三第一項関係）

(六)　第一種大麻草採取栽培者は、(五)の含有量が基準を超える大麻草を栽培するに至ったときは、速やかに当該大麻草の栽培を中止しなければならないものとした。（第一二条の三第二項関係）

(七)　第一種大麻草採取栽培者は、大麻草の種子又は成熟した茎の加工をする場合であって厚生労働省令で定めるときを除き、大麻草の加工（大麻草の成分の抽出その他厚生労働省令で定める行為を含む。以下この(七)及び(九)において同じ。）をしようとするときは、一月から六月まで及び七月から一二月までの期間（(九)において「半期」という。）ごとに、加工のために使用する大麻草の品名及び数量並びに加工をする品目その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の許可を受けなければならないものとした。（第一二条の四第一項関係）

(八)　(七)の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、(七)の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとすることとした。（第一二条の四第二項関係）

(九)　(七)の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者は、当該許可を受けた半期の期間経過後三〇日以内に、加工のために使用した大麻草の品名及び数量並びに加工をした品目その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならないものとすることとした。（第一二条の四第三項関係）

(〇)　厚生労働大臣は、(七)の許可を与えたとき、又は(九)の報告を受けたときは、速やかに、その旨及びその内容を都道府県知事に通知するものとした。（第一二条の四第四項関係）

(二)　第一種大麻草採取栽培者は、その所有する麻薬を、当該者が当該麻薬を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管するとともに、その所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならないものとした。（第一二条の五関係）

(三)　厚生労働大臣は、第一種大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定等に違反したとき、又はその業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたときは、(七)の許可を取り消し、又は期間を定めて、(七)の大麻草の加工の中止を命ずることができるものとした。（第一二条の六第三項関係）

3　第二種大麻草採取栽培者

(一)　第二種大麻草採取栽培者について、一の4の大麻草研究栽培者に関する規定の対象に追加するものとした。（第一三条第一項及び第二項並びに第一五条第一項関係）

(二)　第二種大麻草採取栽培者について、第一種大麻草採取栽培者に関する規制に準じた措置を講ずるものとした。（第一六条第一項及び第一七条第一項関係）

4　大麻草の種子の取扱い

(一)　大麻草栽培者は、大麻草の種子を譲り渡す場合には、他の大麻草栽培者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、厚生労働省令で定める方法により当該種子が発芽しないように処理しなければならないものとした。（第一八条関係）

(二)　発芽不能未処理種子は、次のいずれかに該当する場合であって、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けたときを除き、輸入してはならないものとした。（第一九条第一項関係）

(1)　大麻草栽培者が輸入する場合

(2)　発芽不能未処理種子を輸入し、(一)の方法による処理をする場合

(三)　(二)の(2)に係る許可を受けた者は、発芽不能未処理種子を輸入した日から三月以内に、(二)の(2)に定める方法による処理をしなければならないものとした。（第一九条第二項関係）

(四)　(一)の方法による処理をした大麻草の種子は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣から当該処理がされた大麻草の種子である旨の証明書の交付を受けた者でなければ、これを輸入してはならないものとした。（第二〇条関係）

(五)　厚生労働大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大麻草の種子について必要な処分をすることができるものとした。（第二一条関係）

(六)　厚生労働大臣は、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定にかかわらず、大麻草に関する犯罪鑑識の用に供する目的で大麻草の種子を輸入し、又は譲り受けることができるものとした。（第二一条の二第一項関係）

(七)　同一人が二以上の大麻草栽培者の免許を有する場合には、大麻草の栽培の規制に関する法律中発芽不能未処理種子の譲渡し及び譲受けに関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなすものとした。（第二一条の三関係）

5　厚生労働大臣又は都道府県知事は、大麻草の栽培の規制に関する法律の施行のため特に必要があると認めるときは、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻、大麻草の種子若しくは麻薬に関係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻、大麻草の種子若しくは麻薬を無償で収去させることができるものとした。（第二二条の三第一項関係）

6　大麻草の種子の取扱いの規制に関する罰則の規定の整備を行うこととした。（第二四条の六第四号及び第五号並びに第二六条第二号関係）

三　麻薬及び向精神薬取締法の一部改正関係

1　定義等

(一)　「大麻」とは、一の2の(三)の大麻をいうものとした。（第二条第一項第一号の二関係）

(二)　「麻薬中毒」とは、麻薬又はあへんの慢性中毒をいうものとした。（第二条第一項第二四号関係）

(三)　化学的変化（代謝を除く。）により容易に麻薬及び向精神薬取締法別表第一に掲げる物を生成するものとして政令で定めるものについては、麻薬とみなして、麻薬及び向精神薬取締法の規定を適用するものとした。（第二条第二項関係）

(四)　「六a・七・八・一〇a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチルオール（別名デルタ九テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類」を麻薬に追加するものとした。（別表第一第四二号関係）

(五)　「六a・七・一〇・一〇a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチルオール（別名デルタ八テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類」を麻薬に追加するものとした。（別表第一第四三号関係）

(六)　その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下の(四)に定める物を含有する物であって、(四)に定める物以外の麻薬を含有しないものを、麻薬から除外するものとした。（別表第一第七八号ロ関係）

(七) (四)又は(五)に定める物を含有する大麻草の種子若しくは成熟した茎又はそれらの製品（大麻草の種子又は成熟した茎としての形状を有しないもの及び麻薬を人為的に含有させたものを除く。）を、麻薬から除外するものとした。（別表第一第七八号ハ関係）

2　免許に関する事項

(一) 麻薬輸入業者等の免許について、暴力団員等及び暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当する者には、当該免許を与えないことができるものとした。（第三条第三項関係）

(二) 向精神薬輸入業者等の免許について、(一)に準じた改正を行うものとした。（第五〇条第二項第二号関係）

3　麻薬の譲渡し等に関する事項（第二四条第一項第四号～第六号、第二六条第一項及び第三項、第二八条第一項第三号～第五号、第二九条並びに第三二条第一項関係）

(一) 大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、大麻を他の大麻草採取栽培者若しくは大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことを可能にすること等、大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の所持する大麻に関する規制に関する規定の整備を行うこととした。

(二) 第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者について、(一)に準じた措置を講ずるものとした。

4　第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において麻薬を製造することを可能とするものとした。（第二〇条第一項第二号関係）

四　施行期日等

1　検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条関係）

2　経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第三条～第八条及び第二九条関係）

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇官報の発行に関する法律（法律第八五号）（内閣府本府）

1　総則

この法律は、官報の発行主体、官報に掲載すべき事項、官報の発行の方法その他官報の発行に関し必要な事項を定めるものとした。（第一条関係）

2　官報の発行主体

官報の発行は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣が行うこととした。（第二条関係）

3　官報の掲載事項

(一) 官報による公布等（第三条関係）

(1) 日本国憲法改正、法律及び法律に基づく命令、条約並びに詔書の公布は、官報をもって行うこととした。

(2) 処分の要件を定める告示及びこれに類する告示の公示は、官報をもって行うこととした。

(二) 公布等事項以外で官報に掲載する事項（第四条関係）

(1) 官報には、(一)の規定により官報をもって行うこととされる公布又は公示の対象となる事項（以下「公布等事項」という。）のほか、法令の規定に基づき国の機関が行う告示の対象となる事項等を掲載するものとした。

(2) 官報には、公布等事項及び(1)の事項のほか、国の機関の諸活動に関する事項で、一般に周知させるべきもの等を掲載することができることとした。

4　官報の発行の方法等

(一) 官報の発行は、内閣総理大臣が、官報ファイルに記録された官報掲載事項（以下「電磁的官報記録」という。）について、内閣府令で定めるところにより、当該官報ファイルを電気通信回線に接続して行う自動公衆送信を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。（第五条関係）

(二) 官報ファイルに記録された公布等事項の3の(一)の規定による公布又は公示は、当該公布等事項に係る官報について(一)の規定による措置がとられた時に行われたものとすることとした。（第六条関係）

(三) インターネットを利用することができない者への配慮の観点から、電磁的官報記録の掲示、書面等による官報掲載事項の提供等を行うこととした。（第七条、第九条及び第一〇条関係）

(四) 内閣総理大臣は、(一)の規定による措置をとったときは、必要かつ適当な期間として内閣府令で定める期間（以下「閲覧期間」という。）、継続して閲覧等のための措置をとるとともに、法令その他の内閣府令で定める事項については、閲覧期間等の経過後においても引き続いて当該措置をとることとした。（第八条関係）

(五) 内閣総理大臣は、災害等の事情が生じたことにより、(一)の規定による措置をとることができなくなったときは、内閣府令で定めるところにより、官報掲載事項を記載した書面を内閣府の掲示場に掲示することにより官報の発行を行うことができることとした。（第一一条関係）

5　雑則

(一) 内閣総理大臣は、官報の発行をしたときは、閲覧期間等が経過した後速やかに、内閣府令で定めるところにより、当該官報に係る情報を記録した電磁的記録を独立行政法人国立公文書館が設置する公文書館に移管することとした。（第一三条関係）

(二) 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、書面等による官報掲載事項の提供等を、内閣府令で定める要件を備える者に委託することができることとし、受託者に秘密保持義務を課すこと等とした。（第一四条関係）

(三) 書面等による提供等を受ける者は、当該書面等による提供等に係る実費を勘案して内閣府令で定める額の手数料を国又は受託者に納めなければならないこととした。（第一五条関係）

(四) 内閣総理大臣以外の者が、電磁的官報記録の全部が記録されたデータベースであって、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこととした。（第一六条関係）

6　罰則

罰則について所要の規定を設けることとした。（第一八条～第二一条関係）

7　附則

(一) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第六条関係）

(二) 政府は、この法律の施行後七年を経過した場合において、この法律の施行の状況、デジタル社会の形成の状況等を勘案し、官報の発行に係る手続等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第七条関係）

(三) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（法律第八六号）（内閣府本府）

1　官報の発行に関する法律の施行に伴い、鉄道抵当法ほか六の関係法律について規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めることとした。

2　この法律は、一部の規定を除き、官報の発行に関する法律の施行の日から施行することとした。

法　律

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第八十四号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律

（大麻取締法の一部改正）

第一条　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大麻草の栽培の規制に関する法律

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第四条）

第二章　大麻草採取栽培者（第五条―第十二条の五）

第三章　大麻草研究栽培者（第十三条―第十七条）

第四章　監督（第十八条―第二十一条）

第五章　雑則（第二十二条―第二十三条）

第六章　罰則（第二十四条―第二十八条）

附則

第一条を次のように改める。

第一条　この法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）と相まつて、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

第二条第三項中「大麻研究者」を「大麻草研究栽培者」に、「都道府県知事」を「第十三条第一項の規定により厚生労働大臣」に、「、大麻」を「、大麻草」に、「大麻草を栽培し、又は大麻を使用する」を「、大麻草を栽培する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「大麻栽培者」を「大麻草採取栽培者」に改め、「とは、」の下に「第五条第一項の規定により」を加え、「繊維若しくは種子」を「種子又は繊維」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「大麻取扱者」を「大麻草栽培者」に、「大麻栽培者及び大麻研究者」を「大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律で「大麻草」とは、カンナビス・サティバ・リンネをいう。

2　この法律で「大麻」とは、大麻草（その種子及び成熟した茎を除く。）及びその製品（大麻草としての形状を有しないものを除く。）をいう。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条　大麻草栽培者でなければ大麻草を栽培してはならない。

第四条　削除

「第二章　免許」を「第二章　大麻草採取栽培者」に改める。

第五条第一項中「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に、「の定める」を「で定める」に、「都道府県知事の免許」を「栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）の免許（以下この章において単に「免許」という。）」に改め、同条第二項中「大麻取扱者免許」を「免許」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　第十二条の三第一項の規定により免許を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者

第五条第二項第四号中「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　麻薬中毒者（麻薬及び向精神薬取締法第二条第一項第二十五号に規定する麻薬中毒者をいう。）

第五条第二項に次の三号を加える。

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）

七　法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

八　暴力団員等がその事業活動を支配する者

第六条第一項中「大麻取扱者名簿」を「大麻草採取栽培者名簿」に、「大麻取扱者免許」を「免許」に改め、同条に次の一項を加える。

3　大麻草採取栽培者は、大麻草採取栽培者名簿の登録事項に変更を生じたときは、十五日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第七条第一項中「大麻取扱者免許を」を「免許を」に、「大麻取扱者名簿」を「大麻草採取栽培者名簿」に、「大麻取扱者免許証を交付する」を「免許証を交付するものとする」に改め、同条第二項中「前項の」を削り、同条に次の三項を加える。

3　大麻草採取栽培者は、免許証を毀損し、又は亡失したときは、十五日以内に、その事由を記載し、かつ、毀損した場合には当該免許証を添えて、都道府県知事に免許証の再交付を申請しなければならない。

4　大麻草採取栽培者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、十五日以内に、当該免許証を都道府県知事に返納しなければならない。

5　免許を受けた者は、当該免許の有効期間が満了したとき、又は第十二条の三第一項の規定により当該免許が取り消されたときは、十五日以内に、免許証を都道府県知事に返納しなければならない。

第八条中「大麻取扱者免許」を「免許」に、「免許の日からその年」を「当該免許の日からその日の属する年の翌々年」に改める。

第九条から第十一条までを次のように改める。

第九条　大麻草採取栽培者（免許の有効期間が満了した者を含む。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その免許の有効期間における各年について、その翌年の一月三十一日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

一　大麻草の作付面積

二　当該年中に採取した大麻草の繊維の数量

三　当該年の初めに所持した大麻の品名及び数量

四　当該年中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量

五　当該年の末日に所持した大麻の品名及び数量

六　その他厚生労働省令で定める事項

第十条　大麻草採取栽培者は、その事務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　採取し、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した大麻の品名及び数量並びにその年月日

二　譲渡し又は譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所

三　第十二条の二第一項の規定により届け出た大麻の品名及び数量

四　その他厚生労働省令で定める事項

２　大麻草採取栽培者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

第十一条　大麻草採取栽培者は、その所有する大麻をその栽培地外へ持ち出してはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたとき、又は次条第二項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

第三章の章名を削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条　大麻草採取栽培者は、その栽培地において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量について都道府県知事に届け出て、厚生労働省令で定める方法により当該大麻を廃棄しなければならない。

２　大麻草採取栽培者は、その栽培地外において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に当該大麻を廃棄しなければならない。

第十二条の次に次の四条及び章名を加える。

第十二条の二　大麻草採取栽培者は、その所有する大麻につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに、当該大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、同項に規定する事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第十二条の三　都道府県知事は、大麻草採取栽培者が、この法律の規定、この法律の規定に基づく都道府県知事の処分若しくはこの法律に規定する免許若しくは許可に付した条件に違反したとき、その業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたとき、又は第五条第二項第二号から第八号までのいずれかに該当するに至ったときは、免許を取り消し、又は期間を定めて、大麻草の栽培の中止を命ずることができる。

２　都道府県知事は、前項の規定により免許を取り消したときは、大麻草採取栽培者名簿の登録を抹消するものとする。

第十二条の四　大麻草採取栽培者は、免許の取消しを受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、免許証を添えて、現在の大麻草の作付面積、現に所有する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

２　前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る免許を取り消すものとする。

３　大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したときは、相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、厚生労働省令で定めるところにより、三十日以内に、当該大麻草採取栽培者の免許証を添えて、その旨、現在の大麻草の作付面積、現に管理する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

４　都道府県知事は、第二項の規定により免許を取り消したとき、又は前項の規定による届出があったときは、大麻草採取栽培者名簿の登録を抹消するものとする。

第十二条の五　免許の有効期間が満了した者（引き続き免許を受けている者を除く。）、第十二条の三第一項又は前条第二項の規定による免許の取消しを受けた者及び同条第三項の規定により届け出なければならない者（以下この条において「免許期間満了者等」という。）については、免許期間満了者等がこれらの事由の生じた日から五十日以内に、その所有し、又は管理する大麻を大麻草栽培者又は麻薬研究施設（麻薬及び向精神薬取締法第二条第一項第二十三号に規定する麻薬研究施設をいう。）の設置者に譲り渡す場合に限り、その譲渡し及び譲受けについては、同法第二十四条第一項及び第二十六条第三項の規定を適用せず、また、免許期間満了者等の当該大麻の所持については、同期間に限り、同法第二十八条第一項の規定を適用しない。

２　免許期間満了者等が前項の規定により同項の大麻を譲り渡したときは、十五日以内に、当該大麻の品名及び数量、譲渡しの年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

第三章　大麻草研究栽培者

第十三条から第十六条までを次のように改める。

第十三条　大麻草研究栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の免許（以下この章において単に「免許」という。）を受けなければならない。

２　第五条第二項（第七号を除く。）、第六条及び第七条の規定は、大麻草研究栽培者に係る免許について準用する。この場合において、これらの規定中「大麻草採取栽培者名簿」とあるのは「大麻草研究栽培者名簿」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第五条第二項第一号及び第七条第五項中「第十二条の三第一項」とあるのは「第十七条第一項において準用する第十二条の三第一項」と、第六条第一項中「都道府県」とあるのは「厚生労働省」と読み替えるものとする。

３　厚生労働大臣は、第一項の規定に基づき免許を与えたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

４　免許を申請する者又は第二項において準用する第七条第三項の規定により免許証の再交付を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第十四条　免許の有効期間は、当該免許の日からその年の十二月三十一日までとする。

第十五条　大麻草研究栽培者（免許の有効期間が満了した者を含む。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その免許の有効期間について、その翌年の一月三十一日までに、次に掲げる事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

一　大麻草の作付面積

二　当該有効期間の初日に所持した大麻の品名及び数量

三　当該有効期間中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量

四　当該有効期間の末日に所持した大麻の品名及び数量

五　その他厚生労働省令で定める事項

２　厚生労働大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に通知するものとする。

第十六条　大麻草研究栽培者は、その所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならない。

第十六条の二を削る。

第十七条を次のように改める。

第十七条　第十条から第十二条まで、第十二条の二第一項及び第十二条の三から第十二条の五までの規定は、大麻草研究栽培者について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第十二条の三第一項中「第五条第二項第二号から第八号まで」とあるのは「第十三条第二項において準用する第五条第二項第二号から第六号まで及び第八号」と、「免許」とあるのは「免許（第十三条第一項に規定する免許をいう。以下同じ。）」と、同条第二項及び第十二条の四第四項中「大麻草採取栽培者名簿」とあるのは「大麻草研究栽培者名簿」と、同条第三項中「死亡し、又は解散した」とあるのは「死亡した」と、「若しくは相続人」とあるのは「又は相続人」と、「管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者」とあるのは「管理する者」と読み替えるものとする。

2　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

一　前項において準用する第十二条の三第一項の規定により免許を取り消したとき、又は大麻草の栽培の中止を命じたとき。

二　前項において準用する第十二条の四第二項の規定により免許を取り消したとき、又は同条第三項の規定による届出があつたとき。

三　免許の有効期間が満了したとき（免許の有効期間が満了した者が引き続き免許を受けている場合を除く。）。

第十八条から第二十条まで　削除

第十八条から第二十条までを次のように改める。

第十一条第一項中「大麻の取締り」を「この法律の施行」に、「大麻取扱者」を「大麻草栽培者」に改める。

第二十二条中「基き」を「基づき」に、「大麻取締に要する」を「大麻草の栽培の規制に必要な」に改める。

第二十二条の三を削る。

第二十二条の四中「第四条第二項、第十四条、第十六条第二項」を「第九条（第三号から第五号までに係る部分に限る。）、第十一条から第十二条の二まで、第十二条の五第二項」に改め、同条を第二十二条の三とし、第二十二条の五を第二十二条の四とする。

第二十四条第一項中「大麻を、みだりに、栽培し、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した」を「大麻草をみだりに栽培した」に、「七年」を「一年以上十年」に改め、同条第二項中「犯した」の下に「ときは、当該罪を犯した」を加え、「十年以下の懲役」を「一年以上の有期懲役」に、「三百万円」を「五百万円」に改める。

第二十四条の二を次のように改める。

第二十四条の二　削除

第二十四条の三を削る。

第二十四条の四中「三年」を「五年」に改め、同条を第二十四条の三とする。

第二十四条の五を削る。

第二十四条の六中「三年」を「五年」に改め、同条を第二十四条の四とする。

第二十四条の七を削る。

第二十四条の八中「、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六及び前条」を「及び前二条」に、「刑法」を「刑法（明治四十年法律第四十五号）」に改め、同条を第二十四条の五とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十四条の六　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十一条（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第十二条の三第一項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

第二十四条の七　第二十四条、第二十四条の三若しくは前条第二号の罪に係る大麻草又は同条第一号の罪に係る大麻で、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。ただし、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことができる。

2　前項に規定する罪（前条の罪を除く。）の実行に関し、大麻草の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第七条第二項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第十条第一項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備えず、又は帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

三　第十条第二項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿の保存をしなかつたとき。

四　第十二条（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、大麻を廃棄したとき。

五　第十二条の二第一項、第十二条の四第一項若しくは第三項又は第十二条の五第二項（これらの規定を第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

六　第十六条の規定に違反したとき。

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二　第十二条の二第一項、第十二条の四第三項又は第十二条の五第二項（これらの規定を第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十六条中「一に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　第九条又は第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十六条第二号から第四号までを削り、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第二号とする。

第二十七条中「若しくは第二十四条の二第二項若しくは第三項」を「（同条第二項に係る部分に限る。）」に、「第二十四条の三第二項若しくは第三項若しくは前二条」を「第二十四条の六若しくは前三条」に改める。

第二十八条を附則第一項とし、第二十九条を附則第二項とし、第三十条から第三十三条までを削る。

本則中第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十八条　第七条第三項から第五項まで（これらの規定を第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

（大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正）

第二条　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に、「第十二条の五」を「第十二条の八」に、「大麻草研究栽培者」を「第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者」に、「監督」を「大麻草の種子の取扱い」に、「第二十一条」を「第二十一条の三」に改める。

第二条第三項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者」に改め、同条第四項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に、「種子又は繊維」を「大麻草から製造される製品（大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに限る。）の原材料」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　この法律で「第二種大麻草採取栽培者」とは、第十三条第一項の規定により厚生労働大臣の免許を受けて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。

「第二章　大麻草採取栽培者」を「第二章　第一種大麻草採取栽培者」に改める。

第五条第一項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同条第二項第一号中「第十二条の三第一項」を「第十二条の六第一項」に改め、同項第五号中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改める。

第六条第一項中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同条第三項中「大麻草採取栽培者は、大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者は、第一種大麻草採取栽培者名簿」に改める。

第七条第一項中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同条第三項及び第四項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同条第五項中「第十二条の三第一項」を「第十二条の六第一項」に改める。

第九条中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同条第三号中「大麻」の下に「及び第十八条に規定する方法による処理をしていない大麻草の種子（以下「発芽不能未処理種子」という。）」を加え、同条第四号及び第五号中「大麻」の下に「及び発芽不能未処理種子」を加える。

第十条第一項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同項第一号中「大麻」の下に「及び発芽不能未処理種子」を加え、同項第三号中「大麻」の下に「、発芽不能未処理種子及び麻薬（第十二条の四第一項に規定する加工の過程において製造された麻薬及び向精神薬取締法別表第一第四十二号及び第四十三号に掲げる物に限る。以下同じ。）」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　播（は）種した発芽不能未処理種子の品名及び数量並びにその年月日

第十条第二項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改める。

第十一条及び第十二条中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改める。

第十二条の二第一項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に、「につき」を「、発芽不能未処理種子及び麻薬につき」に、「の品名」を「、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名」に改める。

第十二条の五第一項中「第十二条の三第一項」を「第十二条の六第一項」に、「大麻草栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者」に、「大麻の」を「大麻及び麻薬の」に改め、同条、第二項中「前項」を「第一項」に改め、「とき」の下に「、又は前項の規定により同項の発芽不能未処理種子を譲り渡したとき」を、「当該大麻」の下に「又は当該発芽不能未処理種子」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　免許期間満了者等は、前項に規定する事由の生じた日から五十日以内に、その所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡し、又は廃棄しなければならない。

第二章中第十二条の五を第十二条の八とする。

第十二条の四第一項及び第三項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に、「大麻の」を「大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬の」に改め、同条第四項中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同条を第十二条の七とする。

第十二条の三第一項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に、「許可」を「都道府県知事の許可」に改め、同条第二項中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同条に次の一項を加える。

３　厚生労働大臣は、第一種大麻草採取栽培者が、この法律の規定若しくはこの法律に規定する厚生労働大臣の許可に付した条件に違反したとき、又はその業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたときは、第十二条の四第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて、同項の規定による大麻草の加工の中止を命ずることができる。

第十二条の三を第十二条の六とし、第十二条の二の次に次の三条を加える。

第十二条の三　第一種大麻草採取栽培者は、麻薬及び向精神薬取締法別表第一第四十二号に掲げる物の含有量が政令で定める基準を超えない大麻草の種子その他厚生労働省令で定める物を使用して大麻草を栽培しなければならない。

２　第一種大麻草採取栽培者は、前項の含有量が同項の基準を超える大麻草を栽培するに至つたときは、速やかに当該大麻草の栽培を中止しなければならない。

第十二条の四　第一種大麻草採取栽培者は、大麻草の加工（大麻草の成分の抽出その他厚生労働省令で定める行為を含む。以下この項及び第三項において同じ。）をしようとするときは、一月から六月まで及び七月から十二月までの期間（同項において「半期」という。）ごとに、加工のために使用する大麻草の品名及び数量並びに加工をする品目その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、大麻草の種子又は成熟した茎の加工をする場合であつて厚生労働省令で定めるときは、この限りでない。

２　前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

３　第一項の規定により許可を受けた第一種大麻草採取栽培者は、当該許可を受けた半期の期間経過後三十日以内に、加工のために使用した大麻草の品名及び数量並びに加工をした品目その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

４　厚生労働大臣は、第一項の規定に基づき許可を与えたとき、又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨及びその内容を都道府県知事に通知するものとする。

第十二条の五　第一種大麻草採取栽培者は、その所有する麻薬を、当該者が当該麻薬を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管するとともに、その所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならない。

「第三章　大麻草研究栽培者」を「第三章　第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者」に改める。

第十三条第一項中「大麻草研究栽培者」を「第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者」に改め、同条第二項中「（第七号を除く。）」を削り、「規定は」の下に「第二種大麻草採取栽培者又は」を加え、「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に、「大麻草研究栽培者名簿」を「第二種大麻草採取栽培者名簿又は大麻草研究栽培者名簿」に、「第五条第二項第一号及び第七条第五項」を「第五条第二項中「各号」とあるのは「各号（大麻草研究栽培者の免許にあつては、第七号を除く。）」と、同項第一号」に、「第十二条の三第一項」を「第十二条の六第一項」に改め、「第十七条第一項」の下に「又は第二項」を、「厚生労働省」の下に「と、第七条第五項中「第十二条の六第一項」とあるのは「第十七条第一項若しくは第二項において準用する第十二条の六第一項」を加える。

第十五条第一項中「大麻草研究栽培者」を「第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「大麻」の下に「及び発芽不能未処理種子」を加える。

第十六条中「（栽培地において現に生育するものを除く。）」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第二種大麻草採取栽培者は、その所有する麻薬を、当該者が当該麻薬を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管するとともに、その所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。次項において同じ。）を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならない。

第十七条第二項第一号中「前項」を「前二項」に、「第十二条の三第一項」を「第十二条の六第一項」に改め、同項第二号中「前項」を「前二項」に、「第十二条の四第二項」を「第十二条の七第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「及び第十二条の三から第十二条の五まで」を「、第十二条の六第一項及び第三号中「、発芽不能未処理種子及び麻薬（第十二条の四第一項に規定する加工の過程において製造された麻薬及び向精神薬取締法別表第一第四十二号及び第四十三号に掲げる物に限る。以下同じ。）」とあるのは「及び発芽不能未処理種子」と、第十二条の二第一項並びに第十二条の七第一項及び第三項中「、発芽不能未処理種子及び麻薬」とあるのは「及び発芽不能未処理種子」と、第十二条の六第一項」に、「第十二条の四第四項」を「第十二条の七第四項」に、「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、「管理する者」と」の下に「、第十二条の八第一項中「第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者」とあるのは「大麻草栽培者、麻薬製造業者（麻薬及び向精神薬取締法第二条第一項第十二号に規定する麻薬製造業者をいう。）」と、「当該大麻及び麻薬」とあるのは「当該大麻」と」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十条から第十二条まで、第十二条の二第一項、第十二条の四（第四項を除く。）及び第十二条の六から第十二条の八までの規定は、第二種大麻草採取栽培者について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第十二条の六第一項中「第五条第二項第二号」とあるのは「第十三条第二項において準用する第五条第二項第二号」と、「免許」とあるのは「免許（第十三条第一項に規定する免許をいう。以下同じ。）」と、同条第二項及び第十二条の七第四項中「第一種大麻草採取栽培者名簿」とあるのは「第二種大麻草採取栽培者名簿」と、第十二条の八第一項中「又は管理する大麻を第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者又は」とあるのは「若しくは管理する大麻を第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者（麻薬及び向精神薬取締法第二条第一項第十二号に規定する麻薬製造業者をいう。以下同じ。）若しくは」と、「」の設置者」とあるのは「以下同じ。）の設置者に譲り渡す場合又はその所有し、若しくは管理する麻薬を麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者」と、「麻薬の」とあるのは「当該麻薬の」と、同条第三項中「大麻を」とあるのは「大麻若しくは麻薬を」と、「当該大麻」とあるのは「当該大麻若しくは麻薬」と読み替えるものとする。

「第四章　監督」を「第四章　大麻草の種子の取扱い」に改める。

第十八条　大麻草栽培者は、大麻草の種子を譲り渡す場合には、厚生労働省令で定める方法により当該種子が発芽しないように処理しなければならない。ただし、他の大麻草栽培者に当該種子を譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第十九条　発芽不能未処理種子は、輸入してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

一　大麻草栽培者が輸入する場合

二　発芽不能未処理種子を輸入し、前条に規定する方法による処理をする場合

2　前項ただし書の許可（同項第二号に係るものに限る。次項において同じ。）を受けた者は、発芽不能未処理種子を輸入した日から三月以内に、同号に規定する方法による処理をしなければならない。

3　厚生労働大臣は、第一項ただし書の許可を受けようとする者が前項の規定に違反して刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過していないときは、当該許可をしないことができる。

第二十条　第十八条に規定する方法による処理をした大麻草の種子は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣から当該処理がされた大麻草の種子である旨の証明書の交付を受けた者でなければ、これを輸入してはならない。

第二十一条　厚生労働大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大麻草の種子について必要な処分をすることができる。

第四章中第二十一条の次に次の二条を加える。

第二十一条の二　厚生労働大臣は、この法律の規定にかかわらず、大麻草に関する犯罪鑑識の用に供する目的で大麻草の種子を輸入し、又は譲り受けることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により輸入し、又は譲り受けた大麻草の種子を、大麻草に関する犯罪鑑識を行う国又は都道府県の機関に交付するものとする。

3　前項の機関に勤務する職員は、当該機関が同項の規定により厚生労働大臣から交付を受けた大麻草の種子を、大麻草に関する犯罪鑑識のため、使用し、又は栽培することができる。

4　第二項の規定により厚生労働大臣から大麻草の種子の交付を受けた機関の長は、帳簿を備え、これに、大麻草に関する犯罪鑑識のため使用した大麻草の種子の品名及び数量並びにその年月日その他厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

第二十一条の三　同一人が二以上の大麻草栽培者の免許を有する場合には、この法律中発芽不能未処理種子の譲渡し及び譲受けに関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなす。

第二十二条の四を第二十二条の五とする。

第二十二条の三中「第十二条の五第二項及び第二十一条第一項」を「第十二条の八第三項及び前条第一項」に改め、同条を第二十二条の四とし、第二十二条の二の次に次の一条を加える。

第二十二条の三　厚生労働大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻、大麻草の種子若しくは麻薬に関係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻、大麻草の種子若しくは麻薬を無償で収去させることができる。

2　麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員が前項の規定により立入検査又は収去をする場合には、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十四条の二を次のように改める。

第二十四条の二　第十二条の三第一項の規定に違反した者は、七年以下の拘禁刑に処する。

2　営利の目的で前項の違反行為をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処し、又は情状により一年以上十年以下の拘禁刑及び三百万円以下の罰金に処する。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

第二十四条の六第一号中「第十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二号中「第十二条の三第一項（第十七条第一項」を「第十二条の六第一項（第十七条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）又は第三項（第十七条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第十二条の四第一項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、大麻草の加工をしたとき。

第二十四条の六に次の二号を加える。

四　第十八条の規定に違反して、大麻草の種子を譲り渡したとき。

五　第十九条第一項の規定に違反して同項ただし書の許可を受けないで発芽不能未処理種子を輸入し、又は同条第二項の規定に違反したとき。

第二十四条の七第一項中「、第二十四条の三」を「から第二十四条の三まで」に改め、「前条第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、「大麻草又は」を「大麻草、」に、「大麻で」を「大麻又は同条第四号若しくは第五号の罪に係る大麻草の種子で」に改め、同条第二項中「罪（」の下に「第二十四条の二及び」を加える。

第二十五条第二号から第四号までの規定中「第十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第五号中「第十二条の四第一項」を「第十二条の七第一項」に、「第十二条の五第二項」を「第十二条の八第三項」に改め、「第十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第六号中「第十六条」を「第十二条の五又は第十六条」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　第十二条の四第三項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告をする場合において虚偽の報告をしたとき。

第二十五条に次の一号を加える。

八　第十二条の八第二項（第十七条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二十五条の二中「第十二条の二第一項、第十二条の四第三項又は第十二条の五第二項（これらの規定を第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたときは」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十二条の二第一項、第十二条の七第三項又は第十二条の八第三項（これらの規定を第十七条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたとき。

二　第十二条の四第三項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告をしなかつたとき。

第二十六条第二号中「第二十一条第一項」を「第二十二条の三第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第二十条の規定に違反したとき。

第二十七条中「第二十四条の六」を「第二十四条の二第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、第二十四条の六」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正）

第三条　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（定義等）」に改め、同条第一号中「物」の下に「及び大麻」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二　大麻　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二条第二項に規定する大麻をいう。

第二条第五号中「別表第一第七十六号イ」を「別表第一第七十八号イ」に改め、同条第十七号中「処方せん（」を「処方箋（」に、「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第十八号中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条第二十四号中「、大麻」を削り、同条第三十三号中「処方せん（」を「処方箋（」に、「向精神薬処方せん」を「向精神薬処方箋」に改め、同条に次の四号を加える。

四十四　大麻草　大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第一項に規定する大麻草をいう。

四十五　大麻草栽培者　大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第三項に規定する大麻草栽培者をいう。

四十六　大麻草採取栽培者　大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第四項に規定する大麻草採取栽培者をいう。

四十七　大麻草研究栽培者　大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第五項に規定する大麻草研究栽培者をいう。

第二条に次の一項を加える。

２　別表第一に掲げる物以外の物であつて、化学的変化（代謝を除く。）により容易に同表に掲げる物を生成するものとして政令で定めるものについては、麻薬とみなして、この法律の規定（第二十七条及び同条の規定に係る罰則を除く。）を適用する。

第三条第三項第三号中「大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「その違反行為」を「当該違反行為」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

第三条第三項に次の一号を加える。

八　暴力団員等がその事業活動を支配する者

第二十四条第一項第二号及び第三号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同項に次の一号を加える。

四　大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、それぞれ大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第四項又は第五項に規定する目的のために所持する大麻を他の大麻草採取栽培者若しくは大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合

第二十四条第二項中「前項ただし書」の下に「（第一号から第三号までに係る部分に限る。）」を加え、「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第十一項中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改める。

第二十五条の見出し中「譲渡」を「譲渡し」に改め、同条中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に、「処方せんに」を「麻薬処方箋に」に改める。

第二十六条の見出しを「（譲受け）」に改め、同条第一項中「又は麻薬研究施設の設置者」を「、麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者」に改め、同項ただし書中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同項第二号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に、「その処方せん」を「当該麻薬処方箋」に改め、同条第二項中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第三項中「又は麻薬研究施設の設置者」を「、麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者」に、「譲渡」を「譲渡し」に改める。

第二十七条の見出し中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第一項中「処方せんを」を「処方箋を」に改め、同項ただし書中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同項第三号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第二項中「麻薬処方せんが第三項」を「麻薬処方箋が次項」に改め、同条第三項及び第四項中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条第五項中「第四項」を「前項」に改め、同条第六項中「処方せんを」を「処方箋を」に、「その処方せん」を「当該処方箋」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二十八条第一項各号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同項に次の一号を加える。

三　大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、それぞれ大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第四項又は第五項に規定する目的のために大麻を所持する場合

第二十八条第二項中「前項ただし書」の下に「（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」を加え、「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改める。

第二十九条中「者は、」を「者（大麻を廃棄しようとする大麻草栽培者を除く。）は、廃棄する」に改め、同条ただし書中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改める。

第三十二条第一項中「次項において同じ」を「）及び大麻草栽培者（次項において「麻薬営業者等」という」に改め、同条第二項中「前項の」を削り、「麻薬営業者」を「麻薬営業者等」に、「同項」を「前項」に改める。

第三十四条第二項中「覚せい剤」を「覚醒剤」に、「かぎ」を「鍵」に改める。

第三十五条第一項中「すみやかにその」を「速やかに当該」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条第二項中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に、「その麻薬」を「当該麻薬」に改める。

第五十条第二項第二号中「へまで」を「チまで」に改め、同号ハ中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「その違反行為」を「当該違反行為」に改め、同号ヘ中「ホまで」を「へまで」に改め、同号中ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　暴力団員等

第五十条第二項第二号に次のように加える。

チ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

第五十条の十六第四項及び第五十条の十七中「向精神薬処方せん」を「向精神薬処方箋」に改める。

第五十条の二十三第二項中「又は病院等」を「及び病院等」に改め、同項第一号中「向精神薬処方せん」を「向精神薬処方箋」に改める。

第五十一条第一項中「第六号」を「第八号」に改め、同条第二項中「へまで」を「チまで」に改める。

第五十四条第五項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同条第六項中「行なう」を「行う」に、「互に」を「互いに」に改め、同条第七項中「行なう」を「行う」に改める。

第五十八条の八第一項中「、大麻」を削る。

第六十二条第一項中「麻薬営業者」の下に「若しくは大麻草栽培者」を加え、「譲渡及び譲受」を「譲渡し及び譲受け」に改める。

第六十四条第二項中「者」を「ときは、当該罪を犯した者」に、「一千万円」を「千万円」に改める。

第六十四条の二第二項中「者」を「ときは、当該罪を犯した者」に改める。

第六十四条の三第二項中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第六十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「該当する」を「規定する違反行為をした」に改め、同条第二項中「者」を「ときは、当該罪を犯した者」に改める。

第六十六条第一項中「該当する」を「規定する違反行為をした」に改め、同条第二項中「者」を「ときは、当該罪を犯した者」に改める。

第六十六条の二第二項中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第六十六条の三第一項中「該当する」を「規定する違反行為をした」に改め、同条第二項中「者」を「ときは、当該罪を犯した者」に改める。

第六十六条の四第一項中「該当する」を「規定する違反行為をした」に改め、同条第二項中「者」を「ときは、当該罪を犯した者」に改める。

第六十九条中「一に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「、麻薬」を「麻薬」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第七十条中「一に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「処方せん」を「処方箋」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号から第九号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十号中「(同条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第三項(一)を「若しくは第三項(これらの規定を」に、「者」を「とき。」に改め、同条第十一号から第十三号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十四号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に、「者」を「とき。」に改め、同条第十五号から第二十一号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第七十一条中「(同条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第三項(これらの規定を」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第七十二条中「一に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「向精神薬処方せん」を「向精神薬処方箋」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号から第十一号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第七十三条の二中「一に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

別表第一第七十六号中「掲げる物」の下に「又は大麻」を加え、同号ロ中「麻薬原料植物」の下に「又は大麻草」を加え、同号中ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ　その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下の第四十二号に掲げる物（大麻草としての形状を有しないものに限る。）を含有する物であつて、前各号（同号を除く。）に掲げる物又は大麻を含有しないもの

ハ　第四十二号又は第四十三号に掲げる物を含有する大麻草の種子若しくは成熟した茎又はそれらの製品（大麻草の種子又は成熟した茎としての形状を有しないもの及び前各号に掲げる物又は大麻を人為的に含有させたものを除く。）

別表第一中第七十六号を第七十八号とし、第七十五号を第七十七号とし、第四十二号から第七十四号までを二号ずつ繰り下げ、第四十一号の次に次の二号を加える。

四十二　六a・七・八・十a－テトラヒドロ－六・六・九－トリメチル－三－ペンチル－六H－ジベンゾ〔b・d〕ピラン－一－オール（別名デルタ九テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類

四十三　六a・七・十・十a－テトラヒドロ－六・六・九－トリメチル－三－ペンチル－六H－ジベンゾ〔b・d〕ピラン－一－オール（別名デルタ八テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類

第四条　麻薬及び向精神薬取締法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四十六号中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同項第四十七号中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改め、同号を同項第四十八号とし、同項第四十六号の次に次の一号を加える。

四十七　第二種大麻草採取栽培者　大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第五項に規定する第二種大麻草採取栽培者をいう。

第二十条第一項ただし書中「麻薬研究者が研究のため製造する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　麻薬研究者が研究のため麻薬を製造する場合

二　大麻草の栽培の規制に関する法律第十二条の四第一項（同法第十七条第一項において準用する場合を含む。）の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者又は第二種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において麻薬（別表第一第四十二号及び第四十三号に掲げる物に限る。第二十四条第一項第五号並びに第二十八条第一項第三号及び第四号において同じ。）を製造する場合

第二十四条第一項第四号を次のように改める。

四　第一種大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第四項に規定する製品の原材料として使用する大麻（同法第十二条の四第一項の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において得たものを含む。第二十八条第一項第三号において「製品原材料大麻」という。）を他の第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合

第二十四条第一項に次の二号を加える。

五　第二種大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第五項に規定する医薬品の原料として使用する大麻（同法第十七条第一項において準用する同法第十二条の四第一項の許可を受けた第二種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において得たものを含む。第二十八条第一項第四号において「医薬品原料大麻」という。）を他の第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合又は第二十条第一項第二号に掲げる場合における麻薬を麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合

六　大麻草研究栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第六項に規定する目的のために所持する大麻を大麻草栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合

第二十八条第一項第三号を次のように改める。

三　第一種大麻草採取栽培者が、製品原材料大麻又は第二十条第一項第二号に掲げる場合における麻薬を所持する場合

第二十八条第一項に次の二号を加える。

四　第二種大麻草採取栽培者が、医薬品原料大麻又は第二十条第一項第二号に掲げる場合における麻薬を所持する場合

五　大麻草研究栽培者が、大麻草を研究する目的のために大麻を所持する場合

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第六条及び第二十九条の規定　公布の日

二　第二条及び第四条並びに附則第四条、第五条第二項及び第十条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（大麻栽培者等に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において免許を受けている第一条の規定による改正前の大麻取締法（以下「第一条改正前大麻法」という。）第二条第二項に規定する大麻栽培者及び同条第三項に規定する大麻研究者については、その免許の有効期間内は、第一条改正前大麻法第三条（栽培に係る部分を除く。）及び第四条第一項第一号の規定を除き、なお従前の例による。

２　前項に規定する大麻栽培者及び大麻研究者については、その免許の有効期間内は、当該大麻栽培者を第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「第一条改正後大麻法」という。）第二条第四項に規定する大麻草採取栽培者と、当該大麻研究者を同条第五項に規定する大麻草研究栽培者とみなして、第三条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法第二十四条第一項、第二十六条第一項及び第三項、第二十八条第一項、第三十二条並びに第六十二条第一項の規定を適用する。

（大麻草採取栽培者等に関する経過措置）

第四条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）の前日において免許を受けている第一条改正後大麻法第二条第四項に規定する大麻草採取栽培者及び同条第五項に規定する大麻草研究栽培者については、第二条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（次条第二項及び附則第七条において「第二条改正後大麻法」という。）及び第四条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法の規定にかかわらず、その免許の有効期間内は、なお従前の例による。

（刑法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　施行日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条及び附則第二十八条において「刑法施行日」という。）前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第一条改正後大麻法第二十四条の六、第二十五条及び第二十五条の二の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

２　第二号施行日が刑法施行日前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第二条改正後大麻法第二十四条の二、第二十四条の六、第二十五条及び第二十五条の二の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

（準備行為）

第六条　第一条改正後大麻法第五条第一項又は第十三条第一項の免許を受けようとする者は、施行日前においても、これらの規定の例により、都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、これらの免許を申請することができる。

第七条　第二条改正後大麻法第五条第一項若しくは第十三条第一項の免許、第二条改正後大麻法第十九条第一項ただし書の許可又は第二条改正後大麻法第二十条の証明書の交付を受けようとする者は、第二号施行日前においても、これらの規定の例により、都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、これらの免許、許可又は証明書の交付を申請することができる。

（罰則に関する経過措置）

第八条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為、附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「第四条第二項、第十四条、第十六条第二項」を「第九条（第三号から第五号までに係る部分に限る。）、第十一条から第十二条の二まで、第十二条の五第二項」に改める。

第十条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）の項中「第十二条の五第二項及び第二十一条第一項」を「第十二条の八第三項及び第二十二条の三第一項」に改める。

（刑事訴訟法等の一部改正）

第十一条　次に掲げる法律の規定中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

一　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百五十条の二第二項第四号ロ

二　あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十四条第三号

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）別表第十号

（刑事訴訟法等の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条改正前大麻法の罪は、前条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の刑事訴訟法第三百五十条の二（第二項第四号ロに係る部分に限る。）の規定の適用については、大麻草の栽培の規制に関する法律の罪とみなす。

２　前条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後のあへん法第十四条の規定は、施行日以後にした行為により同条第三号に該当する者について適用し、施行日前にした行為に係る許可の制限については、なお従前の例による。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第十三条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「、大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）に定める大麻」を削る。

第二十四条第四号チ中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）」に改める。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　施行日前に第一条改正前大麻法の規定に違反する行為を行い、施行日前又は施行日以後に有罪の判決を受けた者に対する退去強制については、なお従前の例による。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正）

第十五条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五項中「大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）に規定する大麻」を削る。

（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正）

第十六条　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、「規定する麻薬」の下に「（同条第二項の規定により麻薬とみなされる物を含む。）」を加える。

（たばこ事業法の一部改正）

第十七条　たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項中「大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第一条に規定する大麻」を削り、「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改める。

（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正）

第十八条　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。次条において「麻薬特例法」という。）の一部を次のように改正する。

第一条中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

第二条第一項中「、大麻取締法に規定する大麻」を削り、同条第二項第三号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、「、第二十四条の二又は第二十四条の七」を削り、同項第六号中「大麻取締法第二十四条の四」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条の三」に改め、同項第七号中「大麻取締法第二十四条の六」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条の四」に改める。

第五条中「一千万円」を「千万円」に改め、同条第二号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、「又は第二十四条の二（所持に係る部分を除く。）」を削る。

（麻薬特例法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　前条の規定による改正後の麻薬特例法（以下この条において「改正後麻薬特例法」という。）の規定（附則第八条の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。）の適用については、附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条改正前大麻法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六及び第二十四条の七の罪は改正後麻薬特例法第二条第二項に規定する薬物犯罪と、附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条改正前大麻法第二十四条の六の罪に係る資金は改正後麻薬特例法第二条第三項の資金とみなす。

2　改正後麻薬特例法第八条第一項及び第二項（所持に係る部分に限る。）の規定は、施行日前に第一条改正前大麻法に規定する大麻として交付を受け、又は取得した薬物その他の物品に関して施行日以後にした行為に対しても、適用する。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第二十条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三第十二号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻の栽培等）、第二十四条の二第一項（大麻の所持等）又は第二十四条の三第一項（大麻の使用等）を「大麻草の栽培）又は第二十四条の六第一号（大麻の持出し）」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条改正前大麻法第二十四条第一項、第二十四条の二第一項及び第二十四条の三第一項の罪は、前条の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第六条の二並びに別表第三及び別表第四の規定の適用については、同法別表第三に掲げる罪とみなす。

（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正）

第二十二条　犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「栽培、輸入等）又は第二十四条の二（所持、譲渡し等）を「大麻草の栽培」に改める。

（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条改正前大麻法第二十四条及び第二十四条の二の罪は、前条の規定による改正後の犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第三条、第十五条及び別表第一の規定の適用については、同表に掲げる罪とみなす。

（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）

第二十四条　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条第一項中「第二条第二十二号」を「第二条第一項第二十二号」に、「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、同条第四項中「第二条第六号」を「第二条第一項第六号」に改める。

（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の一部改正）

第二十五条　薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号。次条において「一部執行猶予法」という。）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）に規定する大麻」を削り、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

（一部執行猶予法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条改正前大麻法第二十四条の二第一項（所持に係る部分に限る。次項において同じ。）の罪又はその未遂罪は、一部執行猶予法第三条の規定の適用については、一部執行猶予法第二条第二項に規定する薬物使用等の罪とみなす。

2　一部執行猶予法第四条第二項の規定は、第一条改正前大麻法第二十四条の二第一項の罪又はその未遂罪を犯して一部執行猶予法第四条第一項の規定により付せられた保護観察の仮解除についても適用し、一部執行猶予法第五条第一項の規定は、第一条改正前大麻法第二十四条の二第一項の罪又はその未遂罪を犯した者に係る一部執行猶予法第三条の規定により読み替えて適用される刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条の二第一項の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しの取消しについても適用する。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第二十七条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二百二十七条（見出しを含む。）中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同条のうち、大麻取締法第五条第二項第二号の改正規定中「第五条第二項第二号」を「第五条第二項第三号」に改め、同法第二十四条第一項及び第二項並びに第二十四条の二第一項及び第二項の改正規定を次のように改める。

第二十四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百二十七条のうち、大麻取締法第二十四条の三第一項及び第二項の改正規定、同法第二十四条の四、第二十四条の六及び第二十四条の七の改正規定並びに同法第二十五条第一項の改正規定を次のように改める。

第二十四条の三及び第二十四条の四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十二条のうち、麻薬及び向精神薬取締法第六十五条第一項の改正規定中「「一に」を「いずれかに」に、「を削り、同法第六十六条第一項及び第二項、第六十六条の二第一項及び第二項、第六十六条の三第一項及び第二項、第六十六条の四第一項及び第二項並びに第六十七条から第六十八条の二までの改正規定中「並びに第六十七条から第六十八条の二まで」を「、第六十七条から第六十九条の二まで、第六十九条の四、第六十九条の五、第七十条並びに第七十一条」に改め、同法第六十九条の改正規定、同法第六十九条の二、第六十九条の四及び第六十九条の五の改正規定、同法第七十条の改正規定並びに同法第七十一条の改正規定を削る。

（調整規定）

第二十八条　刑法施行日が施行日前である場合には、第一条のうち大麻取締法第二十四条第二項の改正規定中「の懲役」とあるのは「の拘禁刑」と、「有期懲役」とあるのは「有期拘禁刑」と、第三条のうち、麻薬及び向精神薬取締法第六十五条第一項の改正規定中「第六十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号」とあるのは「第六十五条第一項第一号」と、同法第六十九条の改正規定中「一に」とあるのは「いずれかに」と、同法第七十条の改正規定中「一に」とあるのは「いずれかに」と、同条第三号の改正規定中「「処方せん」を「処方箋」に、「者」とあるのは「「者」とし、前条の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第二十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　鈴木　淳司
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
経済産業大臣　西村　康稔
防衛大臣　木原　稔

官報の発行に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第八十五号

官報の発行に関する法律

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　官報の発行主体（第二条）
第三章　官報の掲載事項（第三条・第四条）
第四章　官報の発行の方法等（第五条―第十一条）
第五章　雑則（第十二条―第十七条）
第六章　罰則（第十八条―第二十一条）
附則

第一章　総則

第一条　この法律は、官報の発行主体、官報に掲載すべき事項、官報の発行の方法その他官報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章　官報の発行主体

第二条　官報の発行は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣が行う。

第三章　官報の掲載事項

（官報による公布等）

第三条　日本国憲法改正、法律及び法律に基づく命令（最高裁判所規則その他の規則で内閣府令で指定するものを含む。以下「法令」という。）、条約並びに詔書の公布は、官報をもって行う。

2　内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条第五項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第八条第五項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七条第五項又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十四条第一項の告示で次に掲げるものの公示は、官報をもって行う。

一　処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の要件を定める告示

二　前号に掲げるもののほか、これに類する告示として内閣府令で定めるもの

（公布等事項以外で官報に掲載する事項）

第四条　官報には、前条の規定により官報をもって行うこととされる公布又は公示の対象となる事項（以下「公布等事項」という。）のほか、次に掲げる事項を掲載するものとする。

一　法令の規定に基づき国の機関が行う告示の対象となる事項

二　前号に掲げるもののほか、公示、公告その他の公にする行為であって他の法令の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないこととされているものの対象となる事項

2　公布等事項及び前項各号に掲げる事項のほか、官報には、次に掲げる事項を掲載することができる。

一　基本方針、基本計画その他の閣議にかけられた案件に関する事項その他の行政機関（内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関をいう。次号において同じ。）の諸活動に関する事項で、一般に周知させるべきものとして内閣府令で定めるもの

二　国の機関（行政機関を除く。以下この号において同じ。）の諸活動に関する事項で、一般に周知させるべきものとして内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるもの

三　前二号に掲げるもののほか、前項第二号に掲げる事項に密接に関連する事項その他の官報に掲載する方法により一般に周知させることが特に必要なものとして内閣府令で定める事項